

事業主 様

北海道労働局長登録教習機関
登録番号 北労衛教第4号
(公社)北海道労働基準協会連合会旭川支部
(旭川地方労働基準協会内)

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、講習が中止又は延期になる場合がありますので、予めご了承下さい。

有機溶剤作業主任者技能講習のご案内

有機溶剤は、塗料、シンナー、ドライクリーニングの溶剤等、幅広く使用されています。

労働安全衛生法14条(安衛施行令第6条22号)の規定に基づき、屋内作業場、車両の内部、タンクやダクト等の内部、船舶の内部等において、安衛施行令別表6の2(次頁参照)に掲げる有機溶剤を取り扱う作業に労働者を従事される場合、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から、有機溶剤作業主任者を選任して作業の指揮やその他規則で定められた職務を行わせなければならないとされています。

つきましては、下記要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

「特別有機溶剤業務」について



クロロホルム
四塩化炭素
1・4-ジオキサン
1・2-ジクロロエタン
ジクロロメタン

スチレン
1・1・2・2-テトラクロロエタン
テトラクロロエチレン
トリクロロエチレン
メチルイソブチルケトン

上記 発がん性10物質の有機溶剤業務と、エチルベンゼン塗装業務、1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務については、有機溶剤作業主任者技能講習修了者から、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。

(したがって、特定化学物質・四アルキル鉛作業主任者技能講習を受けても、これらの物質取扱業務の作業主任者にはなれませんので、注意して下さい。)

1 講習日時及び講習時間

講習科目の順序は変更の場合があります。

実施日(曜日)	時間	科目(講習内容)	時間数
令和3年 11月22日(月)	9時00分～17時00分 (休憩時間含)	有機溶剤による健康障害及びその予防措置に関する知識	4時間
		作業環境の改善方法に関する知識	4時間
令和3年 11月23日(火・祝)	9時00分～17時00分 (休憩時間含)	保護具に関する知識	2時間
		関係法令	2時間
		学科修了試験	1時間

修了試験を行い、合格者に修了証を後日交付します。

2 受講資格

特になし

3 講習会場

ときわ市民ホール 4F 多目的ホール(旭川市5条4丁目)

4 講習料

14,080円(消費税込み)

内訳: 受講料12,100円、テキスト代1,980円

使用テキスト: 有機溶剤作業主任者テキスト(中災防発行)

5 申込み要領

受講申込書に、講習料、写真2枚を添えて、協会窓口を持参または現金書留でお申し込み下さい。(振込み希望の場合は、ご連絡下さい)

6 写真について

写真2枚(30ミリ×24ミリ)背景無地、上半身無帽で最近6か月以内に撮影したもの(デジタル写真はフォト専用紙に印刷したものに限り)

7 受付期間

9/22～11/5ただし期日前でも定員40名に達し次第締め切ります)



8 受講の取消

講習初日の前々日営業日までに取り消しを申し出た場合は、返金に要する費用を除き講習料を返還いたします。

9 注意事項

遅刻者については、講義開始後の入室は認めませんので、ご注意ください。

有機溶剤技能講習、開催予定 R4.1.19～20



【女性労働者の就業禁止業務】 下記表の **印**

- ・労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い「第3管理区分」(エチルベンゼン他の規制対象化学物質の、空気中の平均濃度が規制値を超える状態)となった屋内作業場での業務
- ・タンク内等で規制対象の化学物質を取扱う業務で、マスクの使用が義務づけられている業務

別表第六の二 有機溶剤(第六条、第二十一条、第二十二条関係)

一 アセトン	二十八 一・二 ジクロルエチレン(別名二塩化アセチレン)
二 イソブチルアルコール	二十九 ジクロルメタン(別名二塩化メチレン)
三 イソプロピルアルコール	三十 N・N ジメチルホルムアミド
四 イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)	三十一 スチレン
五 エチルエーテル	三十二 一・一・二・二 テトラクロルエタン (別名四塩化アセチレン)
六 エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)	三十三 テトラクロルエチレン(別名パークロルエチレン)
七 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)	三十四 テトラヒドロフラン
八 エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)	三十五 一・一・一 トリクロルエタン
九 エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	三十六 トリクロルエチレン
十 オルト ジクロルベンゼン	三十七 トルエン
十一 キシレン	三十八 二硫化炭素
十二 クレゾール	三十九 ノルマルヘキサン
十三 クロルベンゼン	四十 一 ブタノール
十四 クロロホルム	四十一 二 ブタノール
十五 酢酸イソブチル	四十二 メタノール
十六 酢酸イソプロピル	四十三 メチルイソブチルケトン
十七 酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)	四十四 メチルエチルケトン
十八 酢酸エチル	四十五 メチルシクロヘキサノール
十九 酢酸ノルマル-ブチル	四十六 メチルシクロヘキサノン
二十 酢酸ノルマル-プロピル	四十七 メチル-ノルマル-ブチルケトン
二十一 酢酸ノルマル-ペンチル(別名酢酸ノルマル-アミル)	四十八 ガソリン
二十二 酢酸メチル	四十九 コールタールナフサ(ソルベントナフサを含む。)
二十三 四塩化炭素	五十 石油エーテル
二十四 シクロヘキサノール	五十一 石油ナフサ
二十五 シクロヘキサノン	五十二 石油ベンジン
二十六 一・四 ジオキサン	五十三 テレピン油
二十七 一・二 ジクロルエタン(別名二塩化エチレン)	五十四 ミネラルスピリット (ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。)
	五十五 前各号に掲げる物のみから成る混合物

特化則等が改正され(平成26年11月1日施行)、表の **印**の10物質は発がん性物質として有機溶剤から特定化学物質へ移行されましたが、ご案内の有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者の中から、特定化学物質作業主任者として選任することになります。

有機溶剤作業主任者を修了して5年以上の方は、再教育を受ける努力義務が定められています。(令和4年2月24日開催)

申込み・
問合せ先 〒070-0043 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター6階
旭川地方労働基準協会内
公益社団法人 **北海道労働基準協会連合会旭川支部**
TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687
ホームページ <http://www.asahikawa-lsa.jp>

有機溶剤作業主任者技能講習受講申込書

受講地	旭川	受講日	11/22~11/23
-----	----	-----	-------------

縦30mm
横24mm
写真1枚のり付け
1枚は横に添付
裏面に氏名記入

もう1枚の写真
を貼り付け
ずに添付して
ください。

ふりがな	
氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日

楷書で正確に書いて下さい。

現住所	〒	携帯	
		TEL	
勤務先	所在地	〒	TEL
	名称		FAX

年 月 日

受講番号

(公社)北海道労働基準協会連合会長 殿

(注) 欄は記入しないで下さい。

修了証(受講票)の送り先	1.自宅	2.勤務先	3.その他()
--------------	------	-------	----------